

宮っ子の誓いの制定について

提 言

平成19年12月

(仮称) 宮っ子の誓い制定懇談会

提言にあたって

宇都宮市は、明治29年（1896年）の市制施行以来、幾多の災害や戦災などを市民の団結と地道な努力により乗り越え、平成19年には人口50万人を超える北関東随一の都市として発展を続けている。これは、宇都宮市をこよなく愛する先人たちの心一つにした努力の賜物であり、われわれは、この宇都宮市民の「よさ」を次世代に継承する使命を持っている。

しかしながら、現在、少子高齢化や高度情報化などの社会変化は、生活の快適さの向上や人の意識の変容をもたらした。特に、成熟化社会を背景とした価値観の多様化は、人の心の豊かさをもたらす一方で、「人はみんな違ってそれでよい」という風潮が強まり、「社会の常識」という社会共通の価値を見出すことが困難な状況を作り出した。このことは、社会全体で子どもを育成する市民の意識に影を落とすことになり、社会生活をする上で誰もが必ず身につけなくてはならない資質能力を習得できていない子どもたちの顕在化の一因となったと考えられる。

このようなことから、市においては、市民一人一人が知力、体力、感性、対人関係力などを総合した「人間力」を市民総ぐるみではぐくむため、市民と行政等が共有できる人づくりの理念等を示した「宮っこ未来ビジョン」を平成17年9月に策定するとともに、現在「うつのみや教育改革」として、総合的・体系的な人づくりを推進している。

ビジョンにも示されているとおり、人づくりは、人間形成の基礎が培われる幼児期から青年期が極めて重要であり、子どもの自覚を促すとともに、家庭、地域社会、幼稚園、保育所、学校などが心一つにして人づくりを展開する拠りどころを設定することが重要である。このため、今年7月に市教育委員会から本懇談会に対し、その拠りどころとなる「宮っ子の誓い」の考え方や内容、活用方法等について諮問された。

本懇談会においては、このような趣旨を踏まえ、「子どもが理解しやすく、自らが主体的に取り組めるもの」「大人と子どもが共に実践できるもの」などの基本方針を設定し、15名の委員により、4回の懇談会と3回の起草委員会で検討してきた。検討にあたっては、小・中学生や高校生との意見交換会の内容や子どもの現状、市民意識調査などによる大人の子どもの願いなどを具体的に把握するとともに、制定後の活用方策もイメージしながら、一つ一つの言葉の議論を慎重に行い、次代を担う宮っ子の育成にふさわしい「誓い」にまとめることができたと自負している。

特に、本文の「きまり」「よわい人」「美しいもの」「夢」については、この「宮っこの誓い」のキーワードとなるものであり、様々な受け止め方ができるように配慮した。幼児期から青年前期までの子どもたちはもとより、大人たちもこのキーワードについて活発な話し合いが行われ、家庭・地域・幼稚園・学校等における教育活動へ生かされ、市民総ぐるみの宮っ子の育成に発展することを切に願うものである。

（仮称）宮っ子の誓い制定懇談会

会 長 鎌倉 三郎

1 制定の意義

宇都宮市は、市民と行政が共有する人づくりの指針となる「宮っこ未来ビジョン」を平成17年に策定した。このビジョンでは、幼児期から青年初期など子ども時代の「人づくり」が、人の一生に大きな影響を与えることから、問題の予防的解決にも視点が当てられている。とりわけ、「他を理解し共に生きようとする態度」や「社会生活をする上でのルールなどを守る姿勢」など生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」は、特に人格の基礎が培われる幼児期から青年初期に身に付けることができれば、社会生活や職業生活の中で十分に生かすことができるものとしている。

このようなことから、特に人格の基礎が培われる、幼児期から青年初期（18歳まで）において、生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」を身につけるため、日常生活の中で、子どもたち自らが実践できる行動規範となるとともに、学校や家庭、地域等が一体で子どもを育むための拠り所となる、「宮っ子の誓い」を制定し、普及・啓発する必要がある。

2 制定方針

以下の制定方針に基づき、文案をとりまとめた。

(1) 方針

- ・子どもが理解しやすく、自らが主体的に取り組めるもの
- ・子どもが未来に夢や希望をもつことができるもの
- ・大人と子どもが共に実践できるもの
- ・他人や自然、社会など、他とのかかわりを十分盛り込んだもの
- ・幼児期から青年初期までの幅広い年代の子どもたちが、自らの行動を深く考えられるもの
- ・本市の歴史や地域性などに基づき、宇都宮市民としての誇りをもてるもの

(2) 内容

- ・あいさつなど心を通わせる力（他への思いやり）
- ・ルールやマナーの定着（社会のきまりを守る心）
- ・地域を愛する心（他への思いやり）
- ・目標実現に向けて粘り強く取り組む姿勢（がまんする心）

(3) 形式

- ・趣旨や地域の特色などを説明する前文の設置
- ・市民が記憶に残る3～5つ程度の項目設定

3 名称

子どもが誓うことや本文が「宮っ子」ではじまることから、「宮っ子の誓い」がふさわしい。

みや こ ちか
宮っ子の誓い

わたしたちは、^{きたかんとう ま なか}北関東の真ん中にふんばる「^{うつのみや}宇都宮っ子」、
^{かがや みらい む すす}ともに輝く未来に向かって進みます。

1 「宮っ子」は、^{すなお こころ も}きまりを守る素直な心持ってます。

2 「宮っ子」は、よわい人をいたわる心持ってます。

3 「宮っ子」は、^{うつく}美しいものを^{あい}愛する心持ってます。

4 「宮っ子」は、^{ゆめ いた}夢を抱いてやりぬく心持ってます。

5 「宮っ子の誓い」にこめた願い

わたしたちは、北関東の真ん中にふんばる「宇都宮っ子」、
ともに輝く未来に向かって進みます。

北関東の真ん中にふんばる「宇都宮っ子」

- 宇都宮市は、北関東の歴史や文化をリードする中心的役割を担ってきました。
- 「ふんばる宇都宮っ子」には、その「誇り」を常に心に置き、課題に直面しても、そのことをしっかりと受け止め、粘り強く解決する力を、さらに伸ばしていくという願いが込められています。

ともに輝く未来に向かって進みます

- 他をかけがえのない存在として尊重し、支えあいながらよりよく生きようとする心意気は、宇都宮っ子の「よさ」です。
- この他への心遣いを大切にしながら、宮っ子一人ひとりがもつ無限の可能性を発揮し、宇都宮市のみならず、日本や世界の輝かしい未来の創造の一翼を担う宮っ子になるという願いが込められています。

1「宮っ子」は、きまりを守る素直な心持ってます。

- 人が、ともによりよく生きていくためには、「きまり」は、とても大切なものです。
- その「きまり」を、他を思いやりながら、自然な行動としてあらわせる「ひと」になれるよう願うものです。

2「宮っ子」は、よわい人をいたわる心持ってます。

- 人は、みな「つよさ」や「よわさ」を持ちながら、精一杯生きています。
- この「人のよわさ」を心で感じ、いたわりの気持ちをもって、行動できる「ひと」になれるよう願うものです。

3「宮っ子」は、美しいものを愛する心持ってます。

- 自然、芸術、そして、人がひたむきに取り組んでいる姿など、私たちの身の回りには、たくさんの「美しいもの」があります。
- その「美しいもの」を心で感じとり、愛せる「ひと」になれるよう願うものです。

4「宮っ子」は、夢を抱いてやりぬく心持ってます。

- 自分の可能性を信じ、社会とのかかわりの中で、「夢」を持つことはとても大切なことです。
- その「夢」の実現を目指し、希望を持って粘り強く取り組める「ひと」になれるよう願うものです。

6 「宮っ子の誓い」の推進

市民の具体的な行動を促すため、市民団体等とのパートナーシップのもと、あらゆる機会を捉えて、「宮っ子の誓い」の周知・活用を図る。

(1) 周知事業

○宮っ子カードやパンフレット等の配布

宮っ子カードやパンフレットの配布、市民が手にする広報紙や学校の配布書類、成人式のしおりなどに、誓いを記載するなどして周知を図る。

また、カード等を利用し、学校や地域行事の際に唱和するなどして周知を図る。

○学校や公共施設などへの掲示

子どもをはじめとした市民全体が日常生活の中で意識できるよう、学校や公共施設など身の回りに掲示する。

○宮っ子フォーラムなどの開催

子どもの行動規範であり、学校や家庭、地域などが一体で子どもを育む拠り所となる「宮っ子の誓い」推進の趣旨を市民により深く理解してもらい、具体的な行動につなげることが重要であるため、フォーラムなどを開催する。

(2) 活用事業

○各種団体の活動

地域や市民が主体的に子どもを育成することが重要であるため、各団体で行っている青少年育成活動などにおいて推進する。

○宇都宮城址公園の土塁内活用

土塁内の空間において、宇都宮市の歴史の学習と併せ、「宮っ子の誓い」を利用した教育を展開する。

○学校における取組の推進

学校において「宮っ子の誓い」について考え、実践するため、この誓いを活用した教育活動などを展開する。

7 (仮称) 宮っ子の誓い制定懇談会委員名簿 (平成19年8月～12月)

区 分	氏 名		所属団体等
関係団体 代表	会長	鎌倉 三郎	宇都宮市民憲章推進協議会 会長
	(起草委員長)	小島 延介	宇都宮市国際交流協会 会長
	(起草委員)	石下 光良	宇都宮青年会議所 理事長
		大塚 和恵	宇都宮市PTA連合会理事
		佐々木 英明	宇都宮市自治会連合会 会長
		古川 弘	陽南中親父の会 顧問
	(起草委員)	北條 将彦	城山西小と地域振興を考える会 会長
		松本 カネ子	宇都宮ボランティア協会 会長
教育 関係者	(起草委員)	大場 喜代江	宇都宮市立戸祭小学校 校長
		占澤 利通	栃木県立宇都宮東高等学校 校長 栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校 校長
	副会長 (起草委員)	渡邊 弘	宇都宮大学 教授
市議会 議員		南木 清一	市議会議員
		西 房美	市議会議員
公募 委員		板井 恭子	
		佐々木 徳子	